

平成 19 年 2 月 19 日

各 位

株式会社 りそな銀行

信託商品『老後のご安心プラン』の取扱開始について

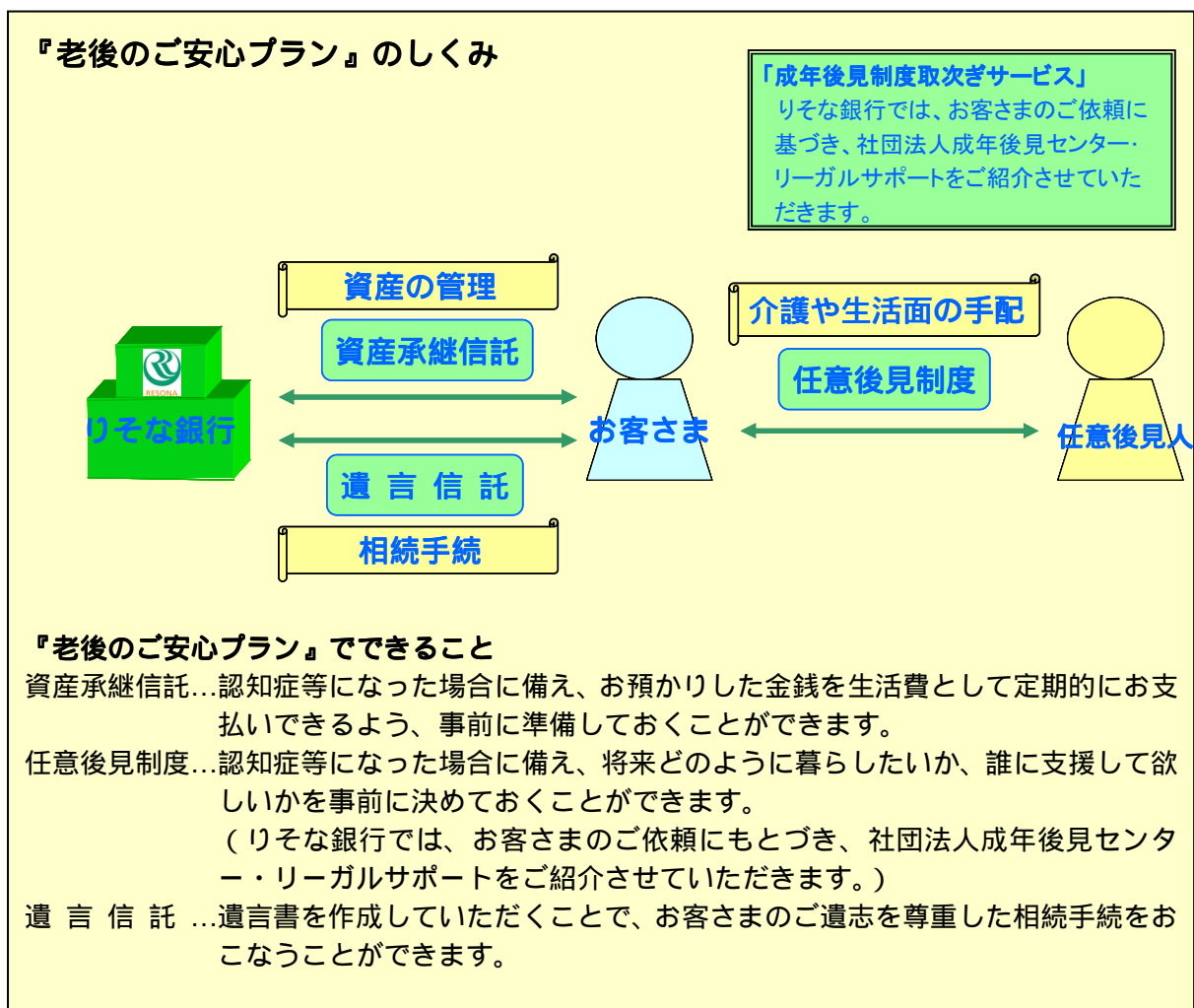
りそなグループのりそな銀行（社長 野村 正朗）では、本日より、将来お客さまご自身の判断能力が衰えた場合の資産管理や生活に備えていただく信託商品として、『老後のご安心プラン』の取扱いを開始いたします。

少子高齢化・核家族化が進むなか、高齢者の単身世帯、夫婦のみ世帯においては、『認知症になったとき、資産の管理はどうすればいいのだろう...』、『自分が死亡したとき、相続手続はどうなるのだろう...』とご心配されているお客さまが増えてきております。

『老後のご安心プラン』は、こうしたお客様の不安に対して、「資産承継信託」と「遺言信託」に「任意後見制度」を組み合わせ、お客さまご自身の老後に備えていただく商品です。

専門のコンサルタントが、オーダーメイドでご提案させていただきます。

りそな銀行では、長くなった老後を平穏かつ安心してお過ごしいただくために、新たな信託機能のご提供など、今後ともお客さまの様々なニーズにお応えしてまいります。



(ご参考) 資産承継信託の商品概要

項目	説明
名称	特約付き金銭信託「資産承継信託」
信託の種類	合同運用指定金銭信託(元本補填付き)
販売対象	原則として個人
信託期間	原則として5年以上25年を上限とします
最低受託金額	原則として1,000万円以上(1円単位)
信託報酬	当社所定の信託報酬をいただきます

合同運用指定金銭信託とは、単独で運用するのが困難な小額の資金でも、委託者の信託財産を他の委託者の信託財産と合同で管理・運用することで有利な運用ができる金銭信託のことです。

(ご参考) 遺言信託の商品概要

項目	説明
名称	遺言信託
販売対象	個人
サービス内容 (執行コース)	<p>遺言者に、弊社を遺言執行者に指名する条項を含む公正証書遺言を作成していただき、公正証書遺言の正本を相続開始のときまで弊社が保管いたします。</p> <p>保管中は、遺言書の変更が必要となるような財産・親族関係等の変動がないか、定期的に照会させていただきます。</p> <p>相続が開始された際には、あらかじめご指定いただいた死亡通知人の方から弊社にご連絡いただきます。</p> <p>特別な事情が無い限り、弊社は相続人・受遺者の皆様に遺言執行者に就職する旨のご連絡をいたします。</p> <p>弊社は遺言執行者として遺言内容の実現のために必要な手続を行い、遺産の管理、名義変更、引渡しなど、相続人・受遺者の方に遺産の分配をいたします。</p> <p>遺言の執行が完了した時点で遺言執行顛末報告書を作成します。相続人・受遺者の方にご報告し、遺言信託は終了します。</p>
手数料	当社所定の手数料をいただきます

子の認知、相続人の廃除などの身分に関する遺言を希望される場合、推定相続人との間で現に紛争を生じている案件、紛争を生ずる可能性が高い案件など、案件の内容によっては受託できない場合があります。

以上